

TTC への入会（協力会員）をご検討の大学関係者様へ

2016年2月

一般社団法人情報通信技術委員会（TTC）

TTC は、情報通信ネットワークに係る標準を作成することにより、情報通信分野における標準化に貢献して頂くとともに、その普及を図る活動を目的としております。

この度、TTC は、業際分野の企業や、中小企業、大学等の多彩な会員の参加を得るため、平成 27 年度の会員・会費制度の改正により、従来からの正会員及び賛助会員に加え、準会員及び協力会員を新設しました。

新たなカテゴリーとしての準会員及び協力会員は、TTC 標準制定等の決定には参加できないものの、特例的に、事業内容や規模により、標準草案作成等の活動に参加・協力することが認められる会員です。なお、これらの会員であっても、標準制定等の決定に参加するために、正会員として入会することが可能です。

TTC 協力会員（大学）については、事業内容、事業規模等により特例的に認められる会員として位置付け、研究室単位を想定しています。

実際に活動していくための委員登録は、非営利法人及び公的研究活動を行っている法人に所属の研究者（大学の教職員※）に限定させて頂きます。

以上

（参考：学校教育法上の教職員）

第 92 条 大学には、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

2 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

- 5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 6 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 7 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 10 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。現行制度に関しては学校教育法および学校教育法施行規則などにおいて、校長、教頭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、事務職員、実習助手、寄宿舍指導員、学長、副学長、教授、准教授、技術職員などがあげられる。